に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、令和５年８月４日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　防衛省における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「土木一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は830点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①舗装工事、給水工事、雨水排水工事、汚水排水工事のいずれか２つ以上の工事を施工した実績を有すること。②八重山地域（石垣市、竹富町、与那国町）において、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策、又はそれと同等以上の水質汚濁防止対策を施工した実績を有すること。①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶの場合は、ＪＶ代表者以外の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①舗装工事、給水工事、雨水排水工事、汚水排水工事のいずれかの工事を施工した実績を有すること。②八重山地域（石垣市、竹富町、与那国町）において、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策、又はそれと同等以上の水質汚濁防止対策を施工した実績を有すること。上記①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶ代表者が②の実績を有していればこれを求めない。）なお、同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為に伴い降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200㎎／１以下）が設定されている対策をいう。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ　建設業法の土木一式工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　「土木一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件

①　構成員の数が２者の場合、全ての構成員が、30％以上の出資比率である。

②　構成員の数が３者の場合、全ての構成員が、20％以上の出資比率である。

⑷　代表者の要件　代表者は、「土木一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「与那国⑸宿舎新設土木工事　○○建設・○○建設・○○建設　建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年７月７日

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課長　千葉　茂雄

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　名称及び数量　「労働基準行政システムの是正改善支援機能に係る改修業務一式（令和５年度開始）」

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年７月28日午前10時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省労働基準局労災保険業務課労働基準行政デジタル化推進室労働基準行政デジタル化推進第一係　電話03―3920―3311　内線（323、321）
メール　kijun_deji_ex@mhlw.go.jp

3　仕様書案の交付

郵送又は電子メールにて仕様書案等を交付する。

郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒と担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記２⑵の宛先まで送付すること。

電子メールでの交付を希望する場合は、上記２⑵のメールアドレスに電子メールにて交付希望の旨連絡すること。

交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は送付者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。

交付期間　令和５年７月７日から同年７月28日まで

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be required : Approval System etc, 1 set.

⑶　Time-limit for the submission of comments : 10 : 00 AM, July, 28

⑷　Contact point for the notice : First and Second Labour Standards Administration Digitalization Promotion Section, Labour Standards Administration Digitalization Promotion Office, Worker's Compensation Operation Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii, Nerima-ku, Tokyo 177―0044 Japan, TEL 03―3920―3311 ext. 323, 321